

## 令和5年度北海道中学校体育大会 開催基準

### 1. 目的

北海道中学校体育大会は、学校教育活動の一環として中学生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能・体力の向上をめざすとともに、心豊かな、心身ともに健康な中学生徒の育成をはかるものとする。

### 2. 主催

北海道中学校体育連盟 北海道教育委員会 開催地教育委員会 北海道関係競技団体

### 3. 主管

開催地区中学校体育連盟 開催地区関係競技団体

### 4. 後援

北海道・開催市町村・北海道都市教育委員会連絡協議会・北海道町村教育委員会連合会・北海道中学校長会・開催地中学校長会・(公財)北海道スポーツ協会・開催地スポーツ協会・北海道PTA連合会・札幌市PTA協議会・北海道新聞社

### 5. 開催競技

(夏季大会) 陸上競技 水泳 バasketボール サッカー ハンドボール 軟式野球 体操競技・新体操  
バレーボール ソフトテニス 卓球 バドミントン ソフトボール 柔道 剣道 相撲  
(冬季大会) スキー スケート アイスホッケー

### 6. 開催期日

夏季大会は8月5日までに、冬季大会は1月20日までに終了することを原則とする。

### 7. 参加資格

- 北海道中学校体育連盟に加盟する中学校・中等教育学校・義務教育学校に在籍する生徒で、北海道中学校体育大会への出場資格を得、当該学校長及び当該地区中体連会長が出場を認めた生徒とする。
- 年齢は、平成20年4月2日以降に生れた者に限る。
- 前項以外の生徒が参加を希望する場合は、令和5年6月30日までに北海道中学校体育連盟に申し出ること。
- 参加生徒の引率者及び監督は、当該学校の校長・教員・部活動指導員とする。  
※ただし、外部指導者(コーチ)の引率等が今後認められた場合は、文言を変更する可能性がある。
- 外部指導者(コーチ)は校長が認めた者で北海道中学校体育連盟に登録された者とする。
- 監督・引率者は、部活動の指導中の暴力等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であること。外部指導者(コーチ)は校長から暴力等による指導措置が無いこと。
- チームは、単一学校で編成されたものとする。但し、地区中体連会長が認めた複数校合同チーム、実施の事業主体が市町村教育委員会または市町村中学校長会である拠点校部活動はその限りではない。(該当競技のみ)複数校合同チーム、拠点校部活動の監督・引率は出場校の校長または教員があたるものとする。但し、やむを得ない場合は、代表監督・引率を認める。
- 参加者は、開催要項に掲げる個人情報の取り扱いについて了承するものとする。
- 同一年度内の参加は1人1競技とする。但し、夏季競技と冬季競技の重複は認めるものとする。

(10) 北海道中学校体育大会における参加の特例

◎学校教育法134条の各種学校在籍生徒

①学校教育法第134条の各種学校（第1条に掲げるもの以外）に在籍し、北海道中学校体育連盟の各地区予選会に参加を認められた生徒であること。

②参加を希望する各種学校は以下の条件を具備すること。

A 北海道中学校体育大会の参加を認める条件

ア 北海道中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。

イ 生徒の年齢及び修業年限が我国の中学校と一致している単独の学校で構成されていること。

ウ 参加を希望する学校にあつては、運動部活動が学校教育の一環として、日常継続的に当該校顧問教員の指導のもとに、適切に行われていること。

B 北海道中学校体育大会に参加した場合に守るべき条件

ア 北海道中学校体育大会開催基準を守り、出場する競技の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

イ 北海道中学校体育大会参加に際しては、責任ある当該校校長又は教員が生徒を引率すること。また万一の事故発生に備え、傷害保険等に参加するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。

ウ 大会開催に要する経費については、必要に応じて応分の負担をすること。

◎地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に所属する中学生

①地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に所属し、北海道中学校体育連盟の各地区予選会に参加を認められた生徒であること。

②北海道中学校体育大会に参加を希望する地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）は以下の条件を具備すること。

A 北海道中学校体育大会の参加を認める条件

ア 北海道中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。

イ 生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致している（中学校に在籍している生徒であること）。

ウ 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）にあつては、日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに適切に行われていること。

エ 『運動部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月27日スポーツ庁・文化庁発出）の「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」を遵守していること。

オ 当該競技を管轄する北海道競技団体もしくは地区競技団体に登録されていること。かつ同じ内容で地区中学校体育連盟に登録していること。

カ 北海道における予選会となる全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。

キ 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）で全国中学校体育大会につながる大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。

B 北海道中学校体育大会に参加した場合に守るべき条件

ア 北海道中学校体育大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

イ 北海道中学校体育大会参加に際して、地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に参加するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。

ウ 北海道中学校体育大会への参加に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。

エ 団体競技における地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）名での出場は1チームのみとする（複数のチームの参加はできない）。

C 参加を認めない場合

ア 北海道中学校体育大会の参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。

③この特例は、競技ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。

## 8. 大会開催地の決定

(1) 原則として、開催年度の4年(3年)前までに候補地を決定する。

(2) 開催地(区)中体連は、開催地教育委員会及び関係競技団体等と協議のうえ、北海道中学校体育連盟理事会で決定する。

(3) 開催地の決定の基本的事項

①各ブロック3競技(スケート・アイスホッケーが分離の場合は3～4競技)の分担制とする。

②冬季競技及び陸上競技、水泳、ハンドボール、体操競技・新体操、相撲は輪番制とする。あらかじめ、候補予定地を計画しておき、関係の競技団体等調整をはかりやすくしておく。他の競技は希望を優先し、ブロック内で協議する。

ス キ ー アルペンとノルディック分離開催を原則とし、開催年度が重ならないように考慮する。

アルペン A小樽、B札幌、C釧路、D十勝、E旭川、F富良野

ノルディック A名寄・下川、B小樽、C札幌、D後志、E士別

※平成22年度より実施

ス ケ ー ト A釧路、B札幌、C帯広、D苫小牧の順でローテーションすることを原則とする。

『スピード・フィギュア』と『アイスホッケー』は分離開催とする。

但し、夏の競技(開催地)の関係から合同開催もあり得る。

陸 上 競 技 第2種競技場がある市で持ち回ることを原則とする。

札幌(厚別・円山)・旭川・函館・室蘭・帯広・釧路・北見

水 泳 50mの室内プールの施設が整備されているか、運営可能な市町村で持ち回る。

札幌、函館、江別、帯広

ハンドボール 札幌、函館、その他

体操・新体操 競技施設が整備されており、運営可能な市町村で持ち回る。

渡島・函館、小樽、旭川、札幌、その他

相 撲 札幌、渡島、その他

※特に希望があればそれを優先する。

※スキーとスケート、アイスホッケーは同年に同地区の開催にならないように配慮する。

※今後の大会運営方法の変更によって、記載内容が変更となる場合がある。

## 9. 大会開催要項の作成と配布

開催前年度 9月下 道中体連専門委員長は、開催要項(原案)を作成し、開催地へ送付(関係団体と協議)

〃 10月上 開催地は開催要項(原案)を150部作成し、道中体連事務局へ送付(関係団体と協議)

〃 10月中 常任理事会で開催要項(原案)を検討

〃 11月上 理事会で開催要項(原案)を検討し、開催要項(案)の決定

開催年度 4月上 道中体連専門委員長は、開催要項(案)を修正し、開催地へ送付

〃 4月中 開催地は、開催要項(案)を150部作成(要項案のみ)し、道中体連事務局へ送付

〃 4月下 常任理事会で開催要項(案)の検討

〃 5月上 理事会で開催要項(案)を検討し、開催要項の決定

5月中 開催地は、開催要項・参加申込書・宿泊要項等関係書類を添えて下記へ送付

・道中体連事務局 7部 ・開催地教育委員会 1部 ・開催地競技団体等 1部

5月中 開催地は、理事会で承認された開催要項・参加申込書・宿泊要項等のデータ一式を道中体連事務局へ送信する。道中体連事務局は、道中体連のホームページにデータ一式をアップするので、各地区中体連は、そこからデータをダウンロードし、各校に周知する。

\* 冬季競技は、開催年度5月の理事会で開催要項(案)を決定し、同11月理事会で開催要項の決定をする。(他は夏季競技と同様の手順とする)

## 10. 大会役員

大会役員、大会委員は主催団体と協議のうえ別記のようにする。

## 11. 参加申込

各競技別開催要項の規定により、全道大会への参加資格を得た者、又はチームは、所定の書類を地区中体連または専門委員長、競技団体を通して期日迄に申込書送付先に送付する。

## 12. 表彰

### (1) 団体競技

- ア 入賞は3位迄とし賞状を授与する。
- イ 1位には優勝旗を授与する。(持ちまわり)
- ウ 3位迄の入賞者全員にメダルを授与する。

### (2) 個人競技

- ア 入賞は3位迄とする。但し、陸上競技・スケートは8位、水泳・体操競技(個人総合)は6位、スキーは10位までとする。
- イ 3位迄の入賞者全員にメダルを授与する。
- ウ 入賞者には賞状を授与する。

### (3) リレー競技

- ア 入賞は3位迄とし賞状を授与する。但し、陸上競技は8位までとする。(4位以下は賞状1枚とし個人には授与しない。)
- イ 1位には優勝杯を授与する。(持ちまわり)
- ウ 3位迄の入賞チーム全員にメダルを授与する。

## 13. 大会の経費

- (1) 大会の準備ならびに運営のための経費は、道費補助金・道中体連補助金・開催地市町村補助金・参加料・競技団体助成金・寄付金・雑収入等によるものとする。
- (2) 開催地市町村補助金の申請は、開催地区中体連が行う。

## 14. 参加チーム数・人数

団体競技、個人競技ともに、競技ごとに定められたチーム数、人数による。ただし、令和4年度以前の北海道中学校体育大会よりも参加チーム数や人数を増やさないこと。

## 15. 参加料

※今後、地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)に所属する中学生が北海道中学校体育大会への参加が可能になることから、競技によっては参加料を見直す場合がある。

- (1) 団体競技①は、1チーム30,000円とする。(対象競技:バスケットボール、サッカー、ハンドボール、軟式野球、バレーボール、ソフトボール、アイスホッケー)  
団体競技②は、1チーム20,000円とする。(対象競技:ソフトテニス、卓球、バドミントン、柔道男子、剣道)  
団体競技③は、1チーム15,000円とする。(対象競技:体操競技・新体操、柔道女子、相撲)
- (2) 個人競技①は、1人1種目2,500円、ダブルスは5,000円とする。  
(対象競技:体操競技・新体操、ソフトテニス、卓球、バドミントン、柔道、剣道、相撲)  
個人競技②は、1人1種目2,000円、2種目1,000円とする。  
(対象競技:陸上競技、水泳、スキー、スケート)
- (3) リレーは1チーム7,000円とする。

## 16. 大会役員の委嘱

道関係の大会役員の委嘱は、道中体連が行う。それ以外の委嘱は、大会実行委員会が行う。（含競技役員）

## 17. 諸 会 議

全道大会開催時には、競技ごとに必要に応じて下記の会議を開催するものとする。開催にあたり、会場の準備、運営は開催地実行委員会が行う。

- (1) 監督会議
- (2) 監督主将会議
- (3) 審判会議
- (4) 選手会
- (5) 各競技専門委員会

## 18. 開・閉会式

- (1) 開会式は行わないことを原則とする。
- (2) 開始式を行う場合は、話をする方を厳選し、話の時間を極力短くする。
- (3) 開会式での挨拶がなくなるため、北海道中体連会長、北海道教育委員会教育長、北海道競技団体会長、開催地市町村長等、開催地の生徒代表の挨拶原稿をプログラムに掲載する。
- (4) 北海道中体連会長と事務局が各競技の開催地に訪問することをやめる。なお、大会期間中の会長代行については、開催地区中体連会長とする。
- (5) 開始式、閉会式、表彰式の内容については、よりコンパクトにできるよう専門委員会と大会実行委員会、競技団体で協議をして決定する。

## 19. 個人情報の取り扱い

北海道中学校体育連盟個人情報保護方針に従い、取得する個人情報について適正に取り扱う。

## 20. その他

- (1) 大会特別規則、申し合わせ事項、選手心得等は競技毎に必要なに応じて作成する。
- (2) 宿泊要項は、競技種目毎に実情に応じて開催地が作成することとする。
- (3) 全道大会の開催地担当者打合わせ会は、毎年5月中旬に札幌市にて開催する。

平成26年5月8日 改定  
平成27年11月6日一部改定  
平成28年11月7日一部追加  
平成29年11月2日一部追加  
平成30年11月2日一部改定  
令和元年11月8日一部改定  
令和2年11月6日一部改定  
令和3年5月6日一部改定  
令和3年11月11日一部改定  
令和4年11月7日一部改定  
令和5年1月30日一部改定  
令和5年3月6日一部改定

令和5年度北海道中学校体育大会  
地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)の参加の特例 各競技の細則について

競技名	細則
12 バドミントン	<p>③地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)の参加規定</p> <p>1 参加を認める種目</p> <p>(1) 男・女団体戦、男・女個人戦(シングルス・ダブルス)とする。</p> <p>(2) シングルス・ダブルスを兼ねて出場することはできない。</p> <p>2 地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)の要件</p> <p>(1) 地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)の構成員は、代表者・事務担当者(日本バドミントン協会・北海道バドミントン協会登録の際の管理者)・指導者・所属中学生とする。所属中学生以外は、成人(20歳以上)とする。</p> <p>(2) 大会への参加を希望する地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)は、北海道中体連が定めた団体登録手続きを定められた期間内に行うこと。</p> <p>(3) 諸事情により団体登録の取り消しや内容の変更が生じた場合は、速やかに北海道中体連に届けを提出すること。</p> <p>(4) 登録をする際の地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)の名称は、公序良俗に反しない、誤解を招く名称は避けること。また、同一地区内において、同一名称がないこと。他の地区において同一名称がある場合は、団体規約、登録された指導者等を同一団体ではないことを確認する。場合によっては、登録する名称の変更をお願いする場合がある。</p> <p>3 地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)の構成員</p> <p>(1) 所属中学生</p> <p>①当該年度の夏季全国大会出場につながる大会(地区大会、管内大会、北海道大会等)に出場できるのは、一人1競技1回のみである。</p> <p>②登録している地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)から出場するか所属校から出場するかを選択する。</p> <p>③所属校のある都道府県と異なる都道府県にある地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)から出場することは可能である。</p>

④夏季全国大会出場につながる最初の大会への出場後の  
移籍変更はできない。

(2) 指導者を除く地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の  
構成員は、他の地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に  
重複して登録はできない。

①一大会（地区予選会と北海道大会はそれぞれ一大会と  
する）において重複して他の地域スポーツ団体等（地  
域クラブ活動）や中学校の監督・マネージャー（生徒、  
教諭）・外部指導者（コーチ）、個人戦出場許可申請者  
（成人）として登録することはできない。

②指導者は複数の地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）  
に登録が可能なため、一大会（地区予選会と北海道大  
会はそれぞれ一大会とする）ごとに、登録済みの他の  
地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）や学校の監督・  
外部指導者（コーチ）、個人戦出場許可申請者（成人）  
としての登録は可能である。

(3) 中学校の教職員が、地域スポーツ団体等（地域クラブ活  
動）の構成員（代表者・管理者・指導者）になることは可  
能である。

#### 4 バドミントン協会登録について

(1) 大会への参加を希望する地域スポーツ団体等（地域クラ  
ブ活動）の構成員は、**所属地域クラブ活動を通して、地  
区バドミントン協会が定める方法に則って会員登録及び  
年会費支払いを行うこと。なお、在籍中学校と地域クラ  
ブ活動両方での協会登録は認めない。協会登録につい  
ては、バドミントン協会の規則に則って行うこととする。**  
~~【登録時の所属団体の扱いについては、現在北海道バド  
ミントン協会に確認と検討中】~~

(2) 協会登録の際の注意点 ~~【詳細はバドミントン協会と検討  
中です。後日周知しますので、バドミントン協会へのお  
問い合わせはご遠慮ください。】~~

①中体連の「団体登録申請書」において

・代表者：協会登録の際に協会登録システム上の『代表  
者』として位置づける

・事務担当者：~~協会登録の際に協会登録システム上の『管  
理者』として位置づける。~~

**\*中体連へ登録時のみの役割となります。協会登録の  
際は必要ありません。**

②協会登録する際に、当該地域スポーツ団体等（地域クラ  
ブ活動）に登録できるのは中学生のみのため、当該地  
域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の代表者・事務担  
当者は、重複して他の地域スポーツ団体等（地域クラブ  
活動）において代表者・事務担当者登録や中学生登録は

できない。

③指導者は、**中体連への登録の際に複数の地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）において、「指導者」として「団体登録申請書」上の登録をすることは可能である。**

5 『指導資格を有する指導者』の資格要件について（令和**5-7**年度**末**までは努力義務、令和**6-8**年度からは必須とする）

(1) 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の指導者は、令和**5-7**年度**末**までに日本バドミントン協会公認審判員資格（3級以上）を取得していること。（地区バドミントン協会が開催する審判講習会に参加すること。**講習は毎年開催されているので、できる限り早く取得をお願いします。**）

(2) 令和**5-7**年度**末**までに日本スポーツ協会公認スポーツ指導者（バドミントン）資格所持者が最低1名は所属していること。**指導者資格はスタートコーチ以上とする。**

6 大会の参加申込の際の要件

(1) 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）は、各地区中体連が定める登録および参加条件を満たしていること。

(2) 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）は、登録する地区中体連および地区バドミントン協会がある市区町村において、地域の中学生の受け皿として継続的に活動を行なっていること。

(3) 参加する地区中体連を通して、地区中体連並びに北海道中体連に登録をすること。また、その地区を管轄する地区バドミントン協会へ登録をすること。この両方を満たしていることを条件とする。

(4) 大会に引率する地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の指導者は、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者（バドミントン）資格、日本バドミントン協会公認審判員資格（3級以上）を取得していること。引率をする指導者が1人で両方の資格を取得、あるいは、2人で1つずつの資格を取得し、引率をするのであれば、どちらの場合でもよい。（令和**5-7**年度は努力義務、令和**6-8**年度からは必須とする）

(5) 協会登録については、バドミントン協会の規則に則って行うこととする。**【詳細はバドミントン協会と検討中です。後日周知しますので、バドミントン協会へのお問い合わせはご遠慮ください。】**

(6) 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に登録する選手の学校所在地と地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）が活動、登録する市区町村が違っていても構わない。ただし、各地区中体連の登録条件によっては、その限りで



はない。

(7) 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）およびそこに所属する選手は、登録した地区中体連と地区バドミントン協会が一致する地区で行われる予選への参加を認める。出場する地区は、登録した地区中体連の地区とする。登録した中体連地区以外の地区からの参加は認めない。

(8) 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）、大会申し込み時に所属する選手の在籍校を明記すること。

(9) 大会申し込みの際に、個人戦に登録する地区中体連にある学校に在籍する選手が登録の過半数以上（男女別）**いる地区に登録をすること。**いない場合は、その地区からの地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）としての申し込みは団体、個人ともに**原則として認めない。ただし、複数地区から集まり過半数が判定できない場合は、在籍校の人数が最も多い地区からとする。同数の場合（2地区から集まり同一人数の場合）は、日常的に活動クラブが活動している地区からとする。選手は、在籍校から大会に参加すること。なお、男女で選手の在籍校の構成が違う場合は、男女で他地区からの参加を認める。大会登録時の監督、マネージャー（大人）が他地区のチームと重複して登録することは認めない。**

例：~~個人戦に登録した選手数10名のチームが~~札幌市中体連に参加する場合

○ 札幌市内の中学校に在籍する選手5名＋札幌市以外の中学に在籍する選手4名

~~○ 札幌市内の中学校に在籍する選手6名＋札幌市以外の中学に在籍する選手4名~~

×①札幌市内の中学校に在籍する選手4名＋札幌市以外の中学に在籍する選手5名

△②札幌市内の中学校に在籍する選手5名＋札幌市以外の**同一地区**の中学校に在籍する選手5名

\*①②**ともには**札幌市内の中学校に在籍する選手が過半数以上となっていないため

\*②はクラブが日常的に活動をしている**地区に登録、出場とする。**

\*3地区以上から集まり、過半数が判定できない場合は、在籍校の地区が最も多い地区に登録することとする。差がない場合は、②と同様にクラブが日常的に活動をしている**地区に登録することとする。**

(10) 団体の編成は、5名以上7名以下とする。内訳は登録し

た地区中体連にある学校に在籍している選手が、登録する選手数の~~5名半数以上~~いることを条件とする。~~登録した地区中体連以外にある学校に在籍している選手は、2名までとする。~~

例：小樽市中体連大会に参加する場合の団体戦の編成

○ 小樽市内の中学校に在籍する選手5名＋小樽市以外の中学校に在籍する選手2名

○ ~~小樽市内の中学校に在籍する選手3名＋小樽市以外の中学校に在籍する選手3名~~

○ ~~小樽市内の中学校に在籍する選手3名＋小樽市以外の中学校に在籍する選手2名~~

× 小樽市内の中学校に在籍する選手3名＋小樽市以外の中学校に在籍する選手4名

\*小樽市中体連が管轄する地区にある中学校に在籍する選手が~~5名未満である団体編成の半数以上~~いない。

(11) 団体戦への参加については、団体戦登録選手のうち同一校の選手が4名以上いる場合、同一地区中体連において、その学校が団体戦に出てくる場合は、その地域クラブ活動の団体戦出場を認めない。なお、その学校が団体戦に出てこない場合は、認めることとする。

例：札幌市中体連においてA中学校とBクラブというチームが団体戦に出場する場合

A 中学校が団体戦に	B クラブの団体戦の構成が	B クラブの団体戦の参加を
参加する	A 中学校に在籍する選手が4名いる	認めない
参加しない	A 中学校に在籍する選手が4名いる	認める
参加する	A 中学校に在籍する選手が3名いる	認める

\*これらの細則は令和5年4月1日より施行する。今後は北海道中体連バドミントン専門委員会で協議をし、随時加筆、修正をしていくこととする。

#### 7 全国大会参加申込の際の要件

(1) 監督・マネージャー（生徒）・外部指導者（コーチ）、個人戦出場許可申請者（成人）は、当該地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の構成員（代表者・事務担当者・指導者・所属中学生）とする。

(2) 当該地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の構成員（代表者・事務担当者・指導者）が、全国大会に出場する際、

	<p>重複して他の地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）や 中学校の監督・マネージャー（生徒、<b>教諭</b>）・外部指導者 （コーチ）、個人戦出場許可申請者（成人）になることは できない。</p>
--	---